

【諮問第54号・第57号】

指導要録等の記載内容拒否の件（訂正）

4川個審第16号

平成4年10月9日

川崎市教育委員会

委員長 佐藤博磨様

川崎市個人情報保護審査会

会長 兼子仁

個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する不服申立て
について（答申）

平成3年2月25日付け2川教庶第904-8号をもって川崎市教育委員会委員長から
諮問のありました不服申立人、法定代理人の個人情報訂正請求にか
かる不服申立ての審査について、次のとおり一括して答申いたします。

1 審査会の結論

- (1) に関する川崎市立 小学校長作成の小学校指導要録（以下「指導要録」という。）の平成元年度分記載につき、「欠席日数」および「備考」の記載訂正は認められないが、欠席日数の箇所には「訂正不服申立て」のあった旨を付記することが妥当である。[以上、当審査会諮問 54 号事件]
- (2) に関する学齢児童・生徒出席不良者氏名報告書（平成 2 年 10・11 月分）につき、「学校側の措置」欄の記載訂正は認められないが、保存用報告書に「訂正不服申立て」のあった旨を付記することが妥当である。[以上、当審査会諮問 57 号事件]

2 不服申立ての趣旨および経緯

不服申立人（以下「申立人」という。） 、 法定代理人 ・ は、下記のとおり、平成 2 年 11 月 28 日に開示を受けた の個人情報、および平成 3 年 1 月 17 日に開示を受けた の個人情報につき、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）14 条に基づき平成 3 年 1 月 17 日付けで訂正請求をしたが、同年 2 月 15 日付けで実施機関である川崎市教育委員会から請求拒否処分を受けたので、同年 2 月 19 日付けで不服申立てに及んだものである。

川崎市立 小学校の指導要録の平成元年度(第 3 学年)分につき、「欠席日数 12」を“同 13”に、「備考」に欠席日の記載を加えるよう、訂正すること。

学齢児童・生徒出席不良者氏名報告書（平成 2 年 10・11 月分。以下「報告書」という。）の「学校側の措置」欄につき、「登校拒否、連絡しても親の不理解」(10 月分)「登校拒否、連絡するが並行状態」(11 月分)を“登校拒否、いじめによるもの”と訂正すること。

当審査会の審理において、申立人側は、実施機関が平成 3 年 3 月 30 日に提出した理由説明書に対し、同年 8 月 31 日付けで意見書（本人意見書をふくむ）を提出するとともに、平成 4 年 2 月 15 日、申立人本人と法定代理人母親および復代理人 2 名が両事件を一括して口頭意見陳述を行ない、かつその要旨を文書にして（本人意見書をふくむ）提出している。

3 審査会の判断

当審査会は、両事件における申立人側と実施機関の各主張の対立点である各争点に対し、一括審理の結果、以下のように判断する。

- (1) まず、より大きな争点をなす上記の報告書における「学校側の措置」欄の記載をめぐっては、申立人側が登校拒否の原因を学校内での“いじめによるもの”と主張しているのに対し、実施機関は“学校ではいじめによるものとは考えていない”と応答している。

がんらい条例 14 条に基づいて訂正請求ができる「事実の記載の誤り」とは、個別の事実について比較的容易に真実でない認められる場合であって、評価的に記述された事実状況全体について記述が不当であるという場合は含まないものと解される。

本件の登校拒否が“いじめによるもの”かどうかは、まさに評価的に記述された事実状況全体にかかわる事柄と見られるので、公文書の記載内容の訂正は原則として認められない。しかしながら、申立人本人の意見書には“いじめ”の個別事実も主張されており、そこには部分的に真否認定の問題も含まれていると目され、さらには今日における学校生活事実の特殊性が見出される。

すでに当審査会は別件答申（平成 3 年 9 月 12 日、学校内事故報告書一部訂正拒否不服事件）において、本件申立人の兄（当時、同一学校児童）の登校拒否をめぐり、今日的な学校生活事実の特殊性にかんがみて、不服申立人側主張文書の添付訂正の措置を妥当としたのであって、近接した時期における本件申立人の登校拒否の原因関係についても、関連性を考慮せざるをえない。そして、同答申にのべた、過年度学校生活事実の解明の至難性と、学校側の一当事者性にかんがみると、本件についても、申立人側の主張を関係公文書にそれなりに反映させることが条理に叶うゆえんと考えられる。

もっとも本件の報告書は、個別の事故報告書とは異なり、全体統計の前提となる調査報告であって、申立人関係の記載はそのごく一部という体裁であるから、報告書の保存版に、「訂正不服申立てあり」といった付記をする方途が限度であると認められる。したがって、本件申立人の訂正請求は、この付記訂正の限りでのみ認容することが妥当と判断される。

(2) 本件におけるその余の争点は、指導要録における欠席日数の修正および欠席日の追記の求めに関するものである。

欠席日数はたしかに個別事実の集積であるが、本件におけるように学校生活にかかわる登校拒否的欠席をめぐっては、過年度での出欠日数の認定は難事と目され、かつ上記の観点から、ここでも「訂正不服申立てあり」といった付記訂正とすることが相当と判断される。

また、指導要録に個々の欠席日を記すべきであるという追記要求は、訂正請求としては認められないものと判断される。